年金制度改正の全体像

基本の考え方

- 働き方や生き方、家族構成の多様化に対応する
- 現在の受給者、将来の受給者の双方にとって、老後の生活の安定、所得保障の機能を強化する

主な改正内容

社会保険の加入対象の拡大	中小企業の短時間労働者などが、厚生年金や健康保険に加入し、年金の増額などのメリットを受けられるようにします。
在職老齢年金の見直し	年金を受給しながら働く高齢者が、年金を減額されにくくなり、より多く働けるようにします。
遺族年金の見直し	遺族厚生年金の男女差を解消します。こどもが遺族基礎年金を受け取りやすくします。
保険料や年金額の計算に使う賃金の上限の引上げ	一定以上の月収のある方に、賃金に応じた保険料を負担いただき、現役時代の賃金に見合った年金を受け取りやすくします。
その他の見直し	こどもの加算などの見直し、脱退一時金の見直しを行います。iDeCoに加入できる年齢の上限引上げなど私的年金の見直しを行います。

※国会における審議の中で、今後の社会経済情勢を見極めた上で、基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合に、基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドを同時に終了させる措置を講じる旨の規定が追加されました。

年金制度改正の施行日

2026/4　2027/4　2028/4　2029/4　2030/4　2031/4

社会保険の加入対象の拡大

賃金要件撤廃
公布から３年以内の政令で定める日～

常時５人以上の者を使用する個人事業所の適用対象の拡大
2029年10月～

新たな加入拡大の対象となる方を支援
2026年10月～

企業規模要件を段階的に撤廃
従業員36～50人の企業は2027年10月～、21～35人の企業は2029年10月～、
11～20人の企業は2032年10月～、1～10人の企業は2035年10月～

在職老齢年金の見直し

支給停止の基準額(50万円)の引上げ
2026年４月～

遺族年金の見直し

遺族厚生年金の男女差解消
2028年４月～（20年かけて段階的に）

保険料や年金額の計算に使う賃金の上限の引上げ

上限(65万円)の引上げ
65万円→68万円　2027年9月～
68万円→71万円　2028年9月～
71万円→75万円　2029年9月～

子の加算

こどもを養育する年金受給者の加算額拡充対象となる方の範囲拡大
2028年４月～

※常時５人以上の者を使用する個人事業所の適用対象の拡大は、既に存在する事業所は当分の間、対象外。
遺族基礎年金を受け取れるこどもの範囲拡大は、2028年4月施行。
iDeCoの加入可能年齢の引上げは、公布から３年以内の政令で定める日～。 脱退一時金制度の見直しは、公布から４年以内の政令で定める日～。
マクロ経済スライド同時終了は、次回財政検証（2029年）の結果を踏まえて基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合に実施。

社会保険の加入対象の拡大①

- ✓ 社会保険（厚生年金・健康保険）に加入する要件をわかりやすくします。
- ✓ これにより、働き方が選びやすくなるとともに、将来の年金の増額などのメリットを受けられます。

見直し① 短時間労働者の加入要件の見直し

加入要件がシンプルに！

※学生は対象外です

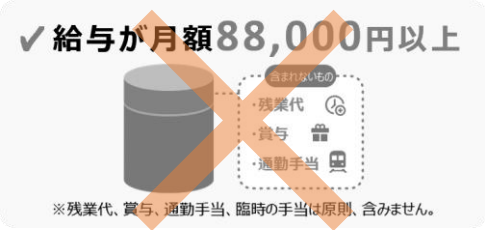

賃金要件の撤廃

いわゆる年収106万円の壁がなくなります

全国の最低賃金の引上げの状況を見極めて、３年以内に廃止します

企業規模要件の撤廃

働く企業の規模にかかわらず加入するようになります

10年かけて段階的に対象の企業を拡大します

51人以上の企業	36人以上の企業	21人以上の企業	11人以上の企業	10人以下の企業
現在の対象	2027年10月から	2029年10月から	2032年10月から	2035年10月から

※上記の時期を待たずとも労使合意に基づき加入することも可能です。

社会保険の加入対象の拡大②

- ✓ 社会保険（厚生年金・健康保険）に加入する要件をわかりやすくします。
- ✓ これにより、働き方が選びやすくなるとともに、将来の年金の増額などのメリットを受けられます。

見直し②

個人事業所の適用対象の拡大

（フルタイム労働者を含めた加入対象の拡大）

常時５人以上の者を使用する個人事業所

- **法律で定める17業種** ― **対　象**（現行どおり）
- **上記以外の業種（※）** ― **対象外** ⇒ **対　象**

※農業、林業、漁業、宿泊業、飲食サービス業 等

2029年10月から

ただし、2029年10月時点で既に存在している事業所は当分の間、対象外とします

５人未満の個人事業所 ― **対象外**（現行どおり）

社会保険の加入対象の拡大③

社会保険の加入拡大の対象となる短時間労働者への支援

- 企業規模要件の見直しなどにより新たに社会保険（厚生年金・健康保険）の加入対象となる短時間労働者に対し、**３年間事業主の追加負担により、社会保険料の負担を軽減できる特例的な措置**を実施します。
- 事業主が追加負担した保険料について、**その全額を制度全体で支援**します。

月額賃金（標準報酬）（年額換算）	8.8万（106万）	9.8万（118万）	10.4万（125万）	11万（132万）	11.8万（142万）	12.6万（151万）	13.4万（161万）
労働者の負担（３年目は軽減割合を半減）	本来の負担の25/50	本来の負担の30/50	本来の負担の36/50	本来の負担の41/50	本来の負担の45/50	本来の負担の48/50	本来の負担の50/50

※労使合意に基づき任意に社会保険を適用する場合でも上記の支援措置を活用できるようにします。

事業主への支援

- 事業主向けの支援として、社会保険の加入にあたり労働者の収入を増加させる事業主への支援、加入拡大に関する事務の支援や生産性向上等に資する支援を検討しています。

社会保険の加入対象の拡大④

加入拡大の効果

✓ 約90万人の労働者が社会保険（厚生年金・健康保険）に加入し、将来の年金の増額などのメリットを受けられます。

社会保険に加入した場合の保険料と給付のイメージ

扶養されていなかった方（第1号被保険者）が加入した場合
～年金額が増加・保険料負担（※）**は減少～**

【例：年収130万円の場合】

厚生年金等の加入前（第１号被保険者）	厚生年金等の加入後（第２号被保険者）
●保険料負担（国民年金＋国民健康保険）	（厚生年金＋健康保険）
本人23,600円/月	会社15,600円/月 本人15,600円/月
国民年金：17,510円/月 国民健康保険：6,090円/月	厚生年金：10,100円/月 健康保険：5,500円/月
●給付	年金額が**増加** ⇒ **20年間加入で11,100円/月（終身）** 医療保険の給付が**充実**（傷病手当金・出産手当金）
基礎年金（終身）	厚生年金（終身） 基礎年金（終身）

扶養されていた方（第３号被保険者）が加入した場合
～年金額が増加・保険料負担（※）**が発生～**

【例：年収106万円の場合】

厚生年金等の加入前（第３号被保険者）	厚生年金等の加入後（第２号被保険者）
●保険料負担（国民年金＋国民健康保険）	（厚生年金＋健康保険）
本人負担なし	会社12,500円/月 本人12,500円/月
	厚生年金：8,100円/月 健康保険：4,400円/月
●給付	年金額が**増加** ⇒ **20年間加入で8,800円/月（終身）** 医療保険の給付が**充実**（傷病手当金・出産手当金）
基礎年金（終身）	厚生年金（終身） 基礎年金（終身）

（※）短時間労働者への支援として３年間事業主の追加負担により、社会保険料の負担を軽減できる特例的な措置もあります。（詳細は、P５）

在職老齢年金制度の見直し

- ✓ 年金を受給しながら働く高齢者の賃金と老齢厚生年金の合計が基準を超えた場合、老齢厚生年金が減額されます。（保険料負担に応じた給付を行う社会保険では例外的な仕組みです）
- ✓ この基準を**月50万円から62万円**に引き上げます。【2026年４月から】

※上記の金額は2024年度価格

見直しの効果

- 年金を受給しながら働く高齢者が、保険料負担に応じた本来の年金を受給しやすくなり、**年金の減額を意識せず、より多く働ける**ようになります。（新たに約20万人が年金を全額受給できるようになります）
- これにより、一部の業界で指摘される**高齢者の働き控えを緩和し、人手不足の解消**につなげます。

※この見直しは、厚生年金全体の将来の給付水準を下げる影響がありますが、今回の制度改正全体では給付水準は向上します。

【例】賃金月45万円、厚生年金の受給額が月10万円の場合

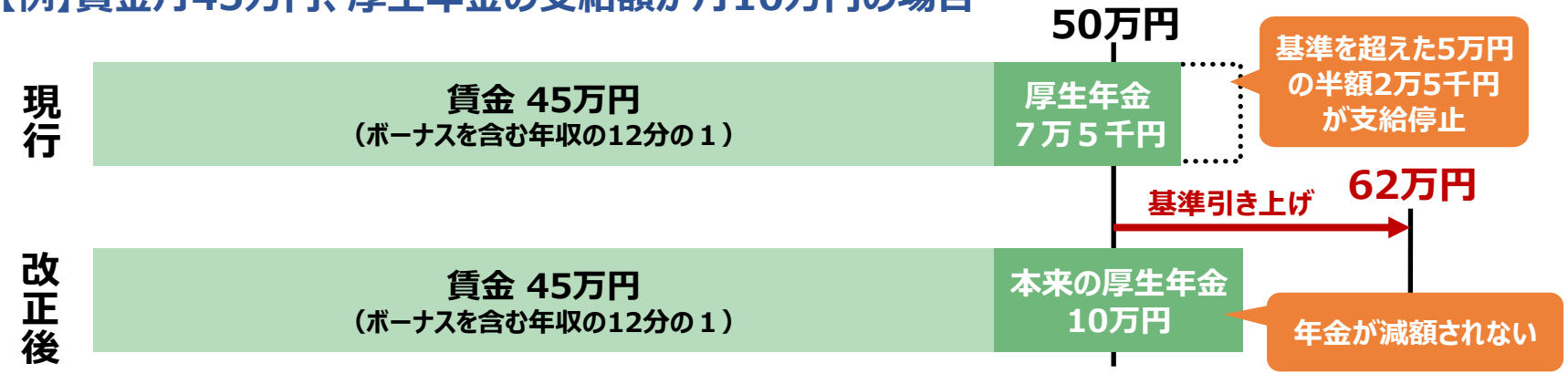

在職老齢年金制度の見直し

参考

1 65歳以上の老齢厚生年金の支給停止の状況

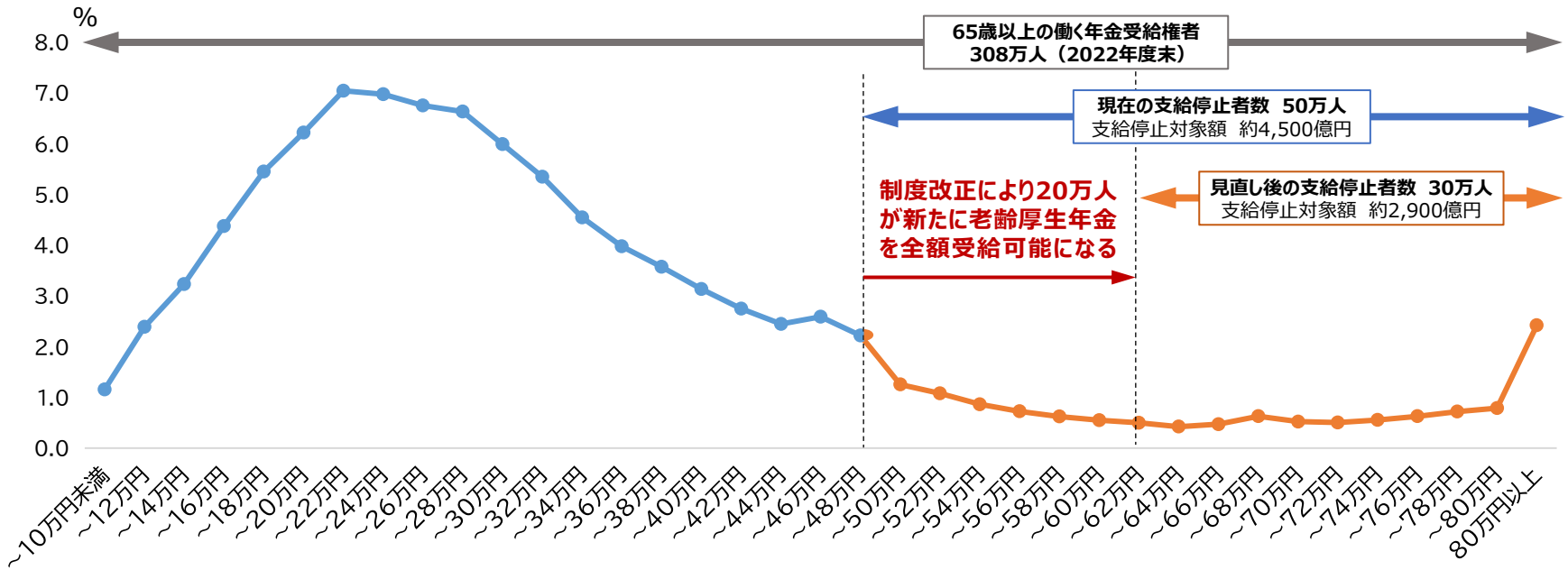

2 厚生年金を受け取る年齢になったときの働き方

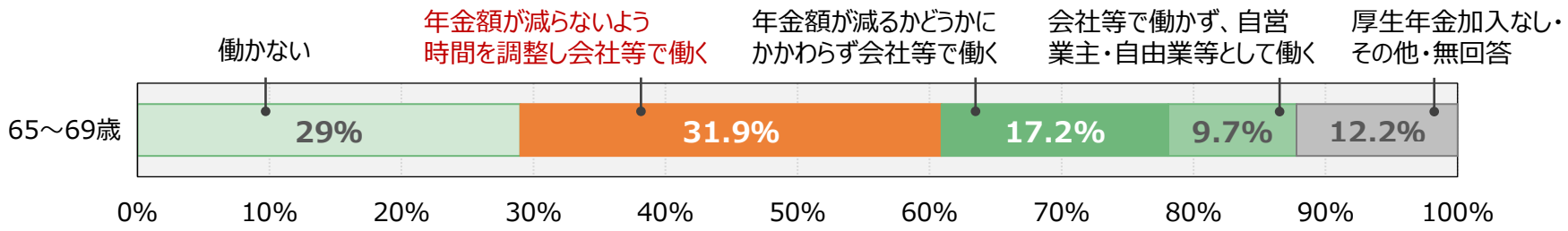

引用元：令和５年度　内閣府政府広報室「生活設計と年金に関する世論調査」

遺族厚生年金の見直し

✓ 女性の就業率の向上などに合わせて、**遺族厚生年金の男女差を解消**します。

【男性は2028年４月から実施、女性は2028年４月から20年かけて段階的に実施】

現在の仕組み

女性

30歳未満で死別：**５年間の有期給付**

30歳以上で死別：**無期給付**

男性

55歳未満で死別：**給付なし**

55歳以上で死別：**60歳から無期給付**

見直し後

男女共通

60歳未満で死別：**原則５年間の有期給付**

配慮が必要な場合は
５年目以降も給付を継続

- **有期給付の収入要件**（年収850万円未満）**を廃止**
- **年金額の増額**（有期給付加算、死亡分割）

60歳以上で死別：**無期給付**（現行どおり）

いずれも、こどものいない場合（※こどもとは、18歳になった年度末までまたは障害の状態にある場合は20歳未満の方をいいます）

こどもがいる場合は、上記年齢を超えるまでは現行制度と同じ。超えた後から原則５年の加算によって増額された有期給付＋継続給付となる。

【例】こどものいない方が30歳で配偶者を亡くした場合（男女共通）

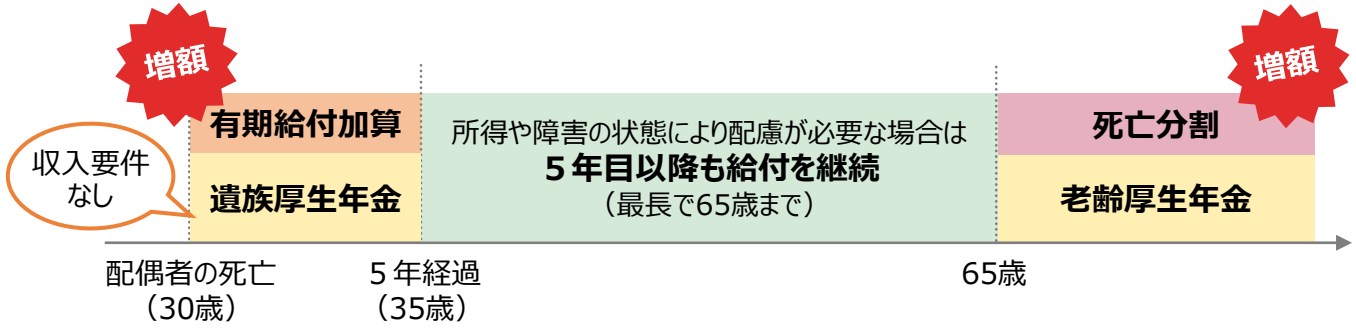

現在と変更のない方

- 60歳以上で死別された方
- こども（上記※に該当）を養育する間にある方の給付内容
- 改正前から遺族厚生年金を受け取っていた方
- 2028年度に40歳以上になる女性

遺族基礎年金の見直し

✓ 父または母と生計を同じくしていても、**こどもが遺族基礎年金を受け取れる**ようにします。
（父または母が遺族基礎年金を受け取れない場合）　【2028年４月から実施】

事例１

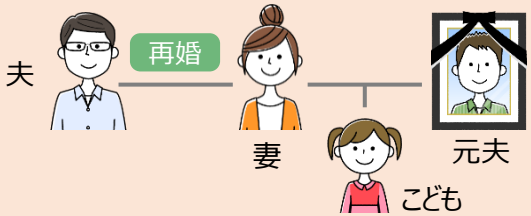

元夫の死亡後、妻が遺族基礎年金を受給していたが、
妻が再婚したため、妻は遺族基礎年金を受け取れなくなった。

⇨ 妻（こどもの母）と生計を同じくしていても
こどもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。

事例２

夫の死亡後、妻は収入要件を超えているため、遺族基礎年金を受け取れない。

⇨ 妻（こどもの母）と生計を同じくしていても
こどもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。

事例３

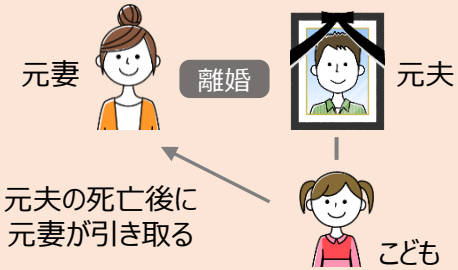

離婚後、こどもを養育していた元夫が死亡したが、
元妻は、元夫の死亡前に離婚していたため、遺族基礎年金を受け取れない。

⇨ 元妻（こどもの母）に引き取られて、生計を同じくしていても、
こどもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。

事例４

祖父母などの直系血族（または直系姻族）の養子となり、生計を同じくしていても、
こどもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。

※父または母：直系血族または直系姻族であって、子と養子縁組した場合を含む。
※こども：18歳になった年度末までまたは障害の状態にある場合は20歳未満の方。
※上の例において、妻が死亡して夫がもらう場合でも同様。

厚生年金等の保険料や年金額の計算に使う賃金の上限の引上げ

✓ 厚生年金等の保険料や年金額の計算に使う賃金の上限を**月65万円から75万円**に引き上げます。
【2027年９月から68万円、2028年９月から71万円、2029年９月から75万円に段階的に引き上げ】

見直しの効果

- 賃上げが行われる中で、賃金が月65万円を超える方に、賃金に応じた保険料を負担いただき、これまでよりも、**現役時代の賃金に見合った年金を受け取れる**ようにします。
  - ※ 月65万円の賃金は、平均的にはボーナス込みで年収1,000万円に相当します。
  - ※ 会社員男性の約10%が65万円の上限に該当しており、賃金が上限を超えると保険料が相対的に低く抑えられ、年金額も低くなります。
- さらに**厚生年金全体の給付水準が上昇**します。

賃金月65万円以下の方の保険料は変化しません

【例】賃金月75万円以上の方の保険料と年金額の変化

	保険料（本人負担）の変化 事業主が同額を負担します	年金額の変化
月75万円以上の方	**＋月9,100円** （社会保険料控除を考慮すると**＋月約6,100円**） 月59,500円 ⇒ 月68,600円 （65万円の9.15%）　（75万円の9.15%）	10年該当すると**＋月約5,100円**（終身） （年金課税を考慮すると**＋月約4,300円**）

※社会保険料控除、年金課税は、一定の前提をおいて試算しています。

厚生年金等の保険料や年金額の計算に使う賃金の上限の引上げ

参考

1 賃金に対する厚生年金保険料の割合
（本人負担分）

（現行制度）
賃金月65万円（賞与を含めると平均で年収1,000万円程度）を超える方は、実際の賃金に対する保険料の割合が低く、賃金に応じた年金を受け取ることができない状態となっています。

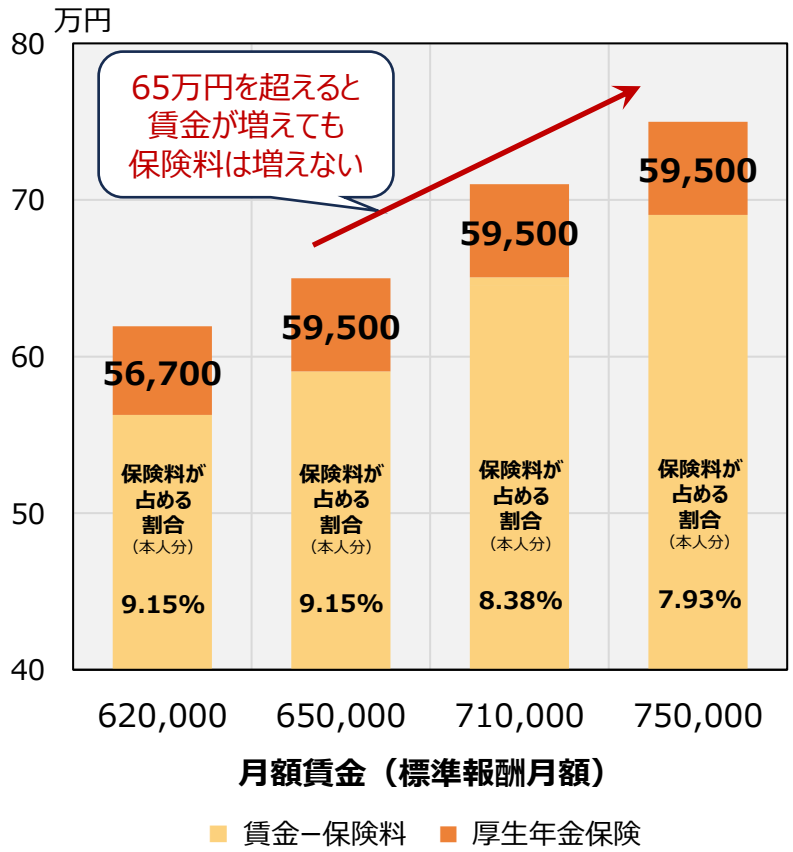

2 賃金別の被保険者数の分布（男性）
（標準報酬月額）

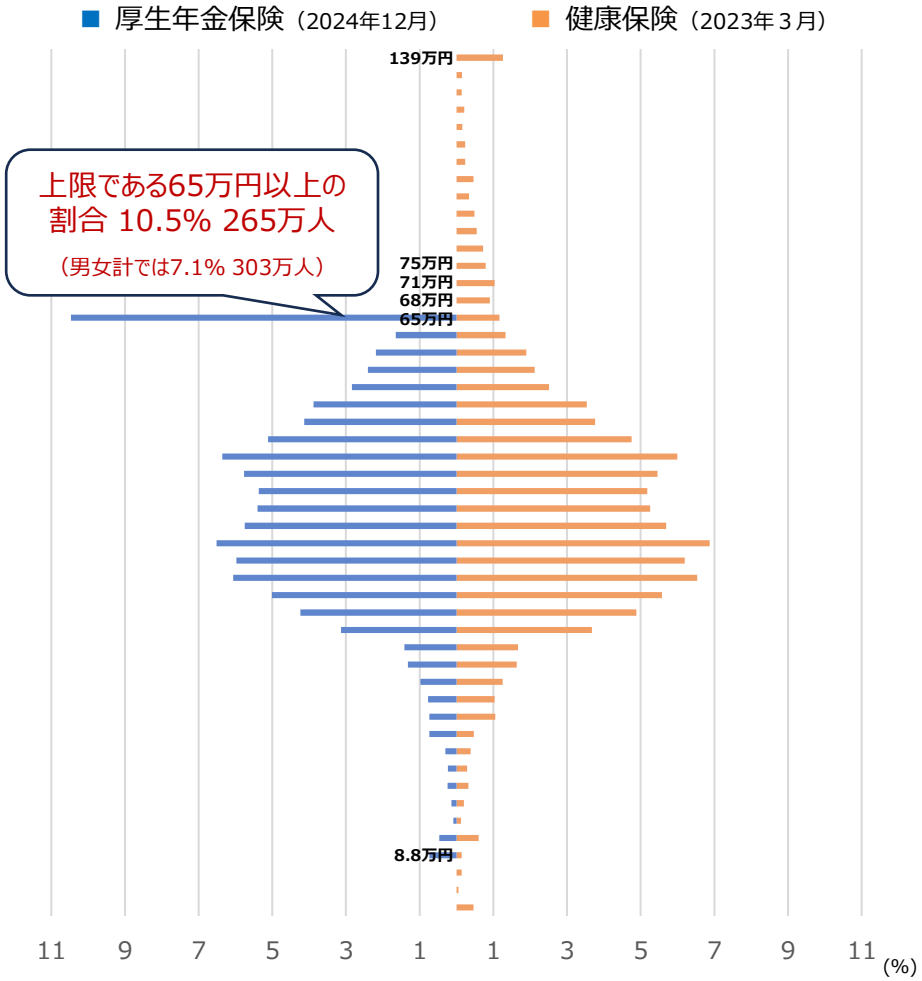

（出典）厚生年金保険：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業月報」（第１号厚年被保険者の値）
健康保険：厚生労働省保険局「健康保険・船員保険事業年報」（協会けんぽ及び健康保険組合に属する者の値）

その他の公的年金の見直し

こどもの加算などの見直し【2028年４月から】

✓ 年金を受給しながら、**こどもを育てている方への加算を充実**します。

【現行】

	老齢年金	障害年金	遺族年金
厚生年金	第1,2子 234,800円 第３子以降 78,300円	子の加算 なし	子の加算 なし
基礎年金	子の加算 なし	第1,2子 234,800円 第３子以降 78,300円	第1,2子 234,800円 第３子以降 78,300円

【見直し後】

	老齢年金	障害年金	遺族年金
厚生年金	こども一人あたり 281,700円	こども一人あたり 281,700円	こども一人あたり 281,700円
基礎年金	こども一人あたり 281,700円	こども一人あたり 281,700円	こども一人あたり 281,700円

基礎年金と厚生年金を両方受給している場合は厚生年金のみに加算が付きます。

✓ 女性の社会進出や共働き世帯の増加を踏まえて、年下の配偶者を扶養している場合にのみ支給される老齢厚生年金の**配偶者の加算を見直します**（現行408,100円⇒見直し後367,200円、既受給者は現行の額のまま）

※上記の金額は全て2024年度価格

脱退一時金の見直し【４年以内に実施】

✓ 脱退一時金は、日本への滞在期間が短く、老齢年金を受け取れない外国人に一時金を支給するもの。

✓ **再入国許可付きで出国した外国人には、許可の有効期間内は脱退一時金を支給しない**こととします。

✓ 脱退一時金の支給上限を現行の**５年から８年に引き上げます**。

私的年金の見直し

iDeCoの加入可能年齢の上限引上げ【３年以内に実施】

✓ 働き方にかかわらず、**70歳になるまでiDeCoに加入**し、老後の資産を形成できるようにします。

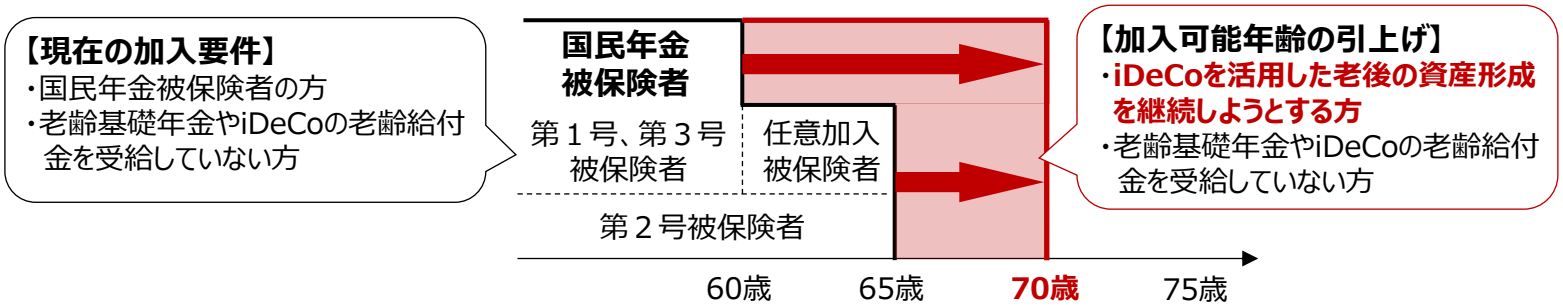

※　iDeCoの拠出限度額の上限は、今後第１号被保険者が月7.5万円に、第２号被保険者が月6.2万円に引き上げられる予定です。

企業型DCの拠出限度額の拡充【３年以内に実施】

✓ 企業型DCの加入者が、事業主の拠出に上乗せして拠出できる**加入者掛金（マッチング拠出）について、事業主掛金の額を超えられないという制限を撤廃**し、拠出限度額の枠を十分に活用できるようにします。

※　企業型DCの拠出限度額は、現行の月5.5万円から月6.2万円に引き上げられる予定です。

企業年金の運用の見える化【５年以内に実施】

✓ **企業年金の運営状況の情報を厚生労働省がとりまとめて公表**することにより、
他社との比較や分析を行えるようにし、加入者等の最善の利益のために運営を改善できるようにします。

将来の基礎年金水準の低下への対応

経済が好調に推移しない場合の措置
具体的な制度設計は、社会経済情勢を見極め今後検討

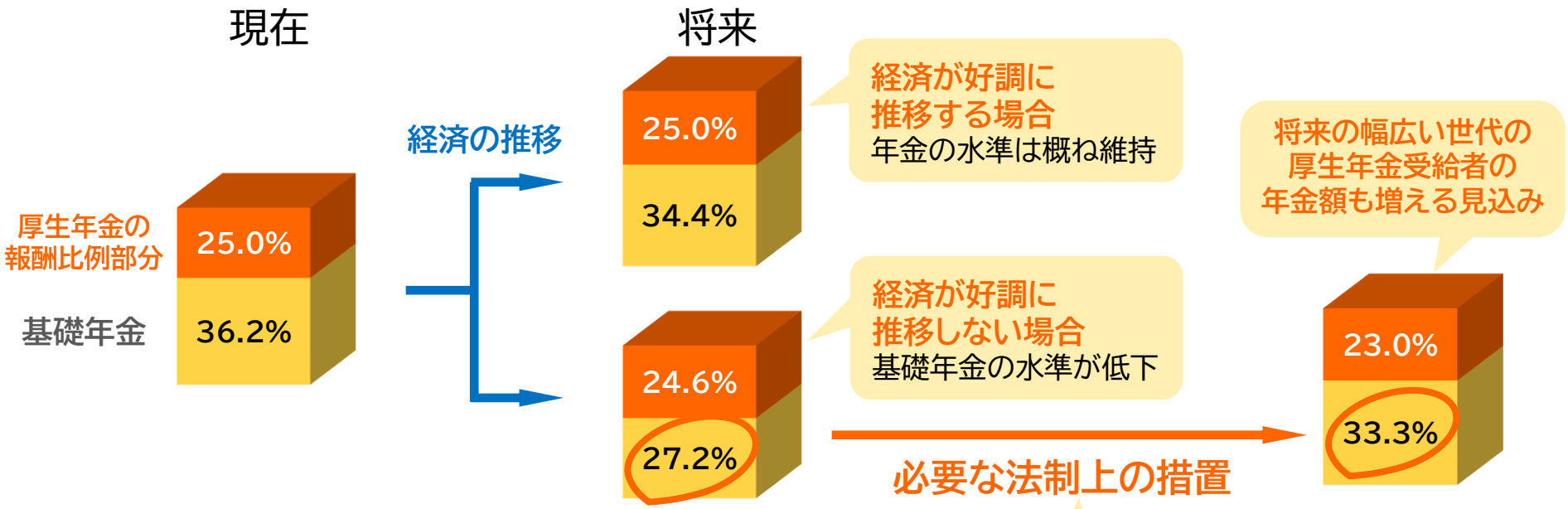

- 物価や賃金が上昇し経済の局面が変わってきている中で、社会や経済の変化を見極め、次の財政検証（2029年の予定）で、基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、給付と負担の均衡をとりつつ、**厚生年金の方も受給する基礎年金の将来の給付水準を上昇させるため、措置(※)**を講じます
- この措置を講じたことにより、**基礎年金と厚生年金の報酬比例部分の合計額が低下する方**には、その**影響を緩和するための措置**を講じます。

【これらの措置については衆議院での修正により法律に追加されました】

- 社会や経済の変化を見極めるため、厚生年金の報酬比例部分の年金額の伸びを抑える措置（マクロ経済スライド）を2030年度まで継続します。その際、厚生年金を受け取っている方に不利にならないよう伸びの抑制を緩やかにします。

【出所】令和6年財政検証オプション試算（適用拡大②）＜過去30年投影ケース＞

（※）この措置を実施するためには、将来的な国庫負担の増加が見込まれることから、その増加分に対応した安定財源の確保が必要。

厚生年金受給者が生涯に受け取る年金受給総額への影響（モデル年金1人分）

経済が好調に推移しない場合の措置
具体的な制度設計は、社会経済情勢を見極め今後検討

- ■ 経済が好調に推移しない場合に、厚生年金の方も受給する基礎年金の将来の給付水準を上昇させる措置を講じることで、令和6年財政検証を基に、機械的に計算すると、モデル年金（1人分）でみれば、
  - ✓ **62歳以下の男性、66歳以下の女性は、生涯に受け取る年金総額が増える見込み**です
- ■ 年金額がこの措置を講じなかった場合の額を下回るときは、その影響を緩和するための措置を講じます

モデル年金（1人分）： 基礎6.7万円 ＋ 比例4.6万円（合計11.3万円）

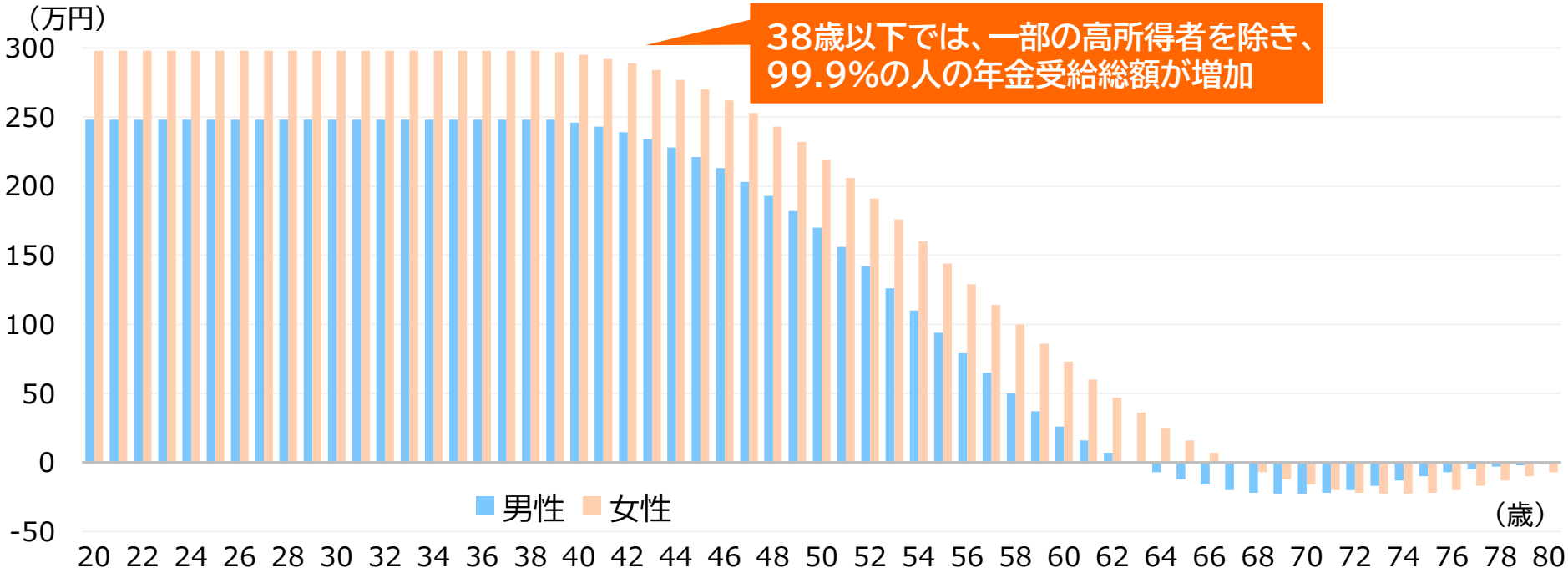

【出所】令和6年財政検証オプション試算（適用拡大②）＜過去30年投影ケース＞

（※1） 年齢は2025年度時点の年齢。また、年金額は2024年度価格。
（※2） 令和7年年金改正法では、基礎年金と報酬比例部分のマクロ経済スライドを同時に終了させる措置を講ずる場合において、基礎年金と報酬比例部分を合わせた年金額が、当該措置を講じなかったとしたならば支給されることとなる金額を下回る時には、その影響を緩和するために必要な措置を講ずることが規定されており、この緩和措置の内容により、生涯の年金受給総額のマイナス幅は変わる可能性があります。
（※3） この措置を実施するためには、将来的な国庫負担の増加が見込まれることから、その増加分に対応した安定財源の確保が必要。